No.	評価 区分	件名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火①ア	B	溶接手続素者漏気のである。	姫路第二	① H17. 1. 20 ~ H17. 2. 28 ② H17. 3. 22 ~ H17. 4. 25	平成 17 年 1 月 20 日から 2 月 28 日および平成 17 年 3 月 22 日から 4 月 25 日にかけて、タンクヤードに設置された補助蒸気配管 (外径 165. 2mm、最高使用圧力 0. 98MPa) の修繕工事を実施した。 当該工事を計画 (平成 16 年 12 月 15 日および平成 17 年 2 月 28 日) する際に、本来、設計上の最高使用圧力が 0. 98MPa 以上であれば、電気事業法第 5 2 条に基づく溶接安全管理審査申請の手続きを経た上で溶接事象者検査を実施すべきところ、保修課員は、発電所タンクヤード内の補助蒸気系統が通常 0. 8MPa 以下で運用されていることから、最高使用圧力についても 0. 98MPa 未満であると思い込み、図面等の確認を実施することなく、所定の手続きが不要であると判断した。また、当該工事の承認者である保修課長および技術副所長も同様の認識をしており、図面等を確認することなく工事計画を承認し、本来必要な所定の手続きを行わず工事を実施した。  「経管事業者検査手続き対象> 外径:150mm以上の管量を高使用圧力:0.98MPa以上  「旧17年1月~2月所定の手続きを実施せずを締を実施  「長島佐用圧力の.98MPa」・150A(165.2mm)・最高使用圧力の.98MPa・通常運用圧力の.98MPa・通常運用圧力0.64MPa ・通常運用圧力0.64MPa ・通常運用圧力0.64MPa	【安全に関する問題点】問題なし (理由) ・当該配管は、常時は使用していない系統の配管であるが、日常点検により設備の異常兆候の有無を確認するなどし、事故の未然防止を図っているため、安全への影響はなかったと考えている。 ・なお、今回の事実を確認した平成19年1月22日以降、当該系統の使用禁止措置を行うとともに、改めて所定の手続きを行い、工事を実施中(平成19年3月2日着工・6月29日竣工予定)である。  【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり (理由) ・電気事業法第52条に基づき、溶接安全管理申請を実施したうえで、溶接事業者検査を実施する必要があった。	ない はり接手あ 保管を でて査と まな理行 、、申を実な理行 、、申を 実な理行 、、申を と まな はり は り は り

原 因

タンクヤード補助蒸気系統の通常運用圧力(0.8MPa 以下)の知識から最高使用圧力が規定の圧力末満(0.98MPa 未満)であると思い込み、最高使用圧力を適切に図面で確認することなく、所定の手続きが不要であると誤った判断をしたものである。

・溶接事業者検査手続きの要否判断に関する手順書の整備(内容充実)

各発電所等において、法令等に基づく届出等を確実に実施するために、「法令手続チェックリスト」を作成し、それに基づき届出等を実施することを平成16年に火力センターの社内規則で規定した。しかし、不適切な事象がこれ以降に発生(平成17年)したことから、火力センターが新たに溶接事業者検査対象判定のためのチェックシートを作成し、暫定運用(平成19年2月27日)しており、今後、上記社内規則に反映し、内容の充実を図ることとする。・・品質保証教育(内容充実)

平成16年から、火力部門全員を対象にISOや品質マネジメントシステム(QMS)に関する研修を実施している。しかしながら、今回適切に図面で確認せず思い込みで手続きが不要と判断した事象(平成17年)が認められたことを受け、「必要な工程を踏まなければ、品質は保証できない」旨について、今回の事例をもとに教育を実施する。

No.	評価 区分	件	名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火①イ	В	溶査(管)	き漏れ	<b>姫 6</b> 号機	H17. 6. 30	[確認された事実] 平成 17 年 6 月 30 日 14 時ごろ、6 号機(定格出力 600MW)の補助蒸気配管(外径 267. 4mm、最高使用圧力 1. 47MPa)から微量の蒸気漏えいを確認したため、修繕工事を実施した。 当該工事を実施した。 当該工事を実施した。 当該工事を漫去に経験しており、その部位の最高使用圧力が、の. 94MPa であったという記憶から、今回の工事範囲を含む圧力制御弁以降の配管の最高使用圧力も全て 0. 94MPa であると思い込み、図面を詳細に確認せず、所定の手続きが不要であると保修課長に報告した。保修課長はこの報告を受けて、自ら図面等を確認することなく所定の手続きが不要と判断した。その後、技術副所長および所長に工事の実施を報告した上で、本来必要な所定の手続きを行わず当日夜間に当該配管の修繕工事を実施した。  〈溶接事業者検査手続き対象〉 外径:150mm以上の管 最高使用圧力:0.98MPa以上  H17年6月 所定の手続きを実施せず 溶技術修を実施 圧力制御弁 出口弁 ・通常連用圧力:0.94MPa ・通常連用圧力:0.74MPa ・通常連用圧力:1.18MPa	【安全に関する問題点】 問題なし (理由) ・当該配管については、日常点検により設備の異常兆候の有無を確認するなどし、事故の未然防止を図っているため、安全への影響はなかったと考えている。 ・なお、所定の手続きを行わず工事を実施した当該部位については、その後平成18年3月10日に発生した近傍の不具合を修繕する際、当該部位も含めた範囲で、所定の手続きを経て工事を実施している。  【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり (理由) ・電気事業法第52条に基づき、溶接安全管理申請を実施したうえで、溶接事業者検査を実施する必要があった。	な おっぱい はお 審経で 全接漏認 はお 審経で 全接漏認 はお 審経で 全接漏認 は に 業安手を 点 お 審定 は に 業安手を 点 お 審と い 検管き施 で て 車を が た で て 査理を 済 、 溶請確 で で 査理を 済 、 深 請 確 で で 査理を 済 、 深 請 確 で で 査理を 済 、 深 請 確 で で 査理を 済 、 次 清 確 で で 査理を 済 ・ 、 深 請 確 で で 査理を 済 ・ 、 深 請 確 で で 査理を 済 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

当該部下流配管(通常圧力:0.74MPa、最高使用圧力:0.94MPa)の過去の工事経験から最高使用圧力	Ī
が規定の圧力未満 (0.98MPa未満) であると思い込み、最高使用圧力を適切に図面で確認することなく、	
所定の手続きが不要であると誤った判断をしたものである。	

因

原

#### 対 策

・溶接事業者検査手続きの要否判断に関する手順書の整備(内容充実)

各発電所等において、法令等に基づく届出等を確実に実施するために、「法令手続チェックリスト」を作成し、それに基づき届出等を実施することを平成 16 年に火力センターの社内規則で規定した。

しかし、不適切な事象がこれ以降に発生(平成 17 年)したことから、火力センターが新たに溶接事業者検査対象 判定のためのチェックシートを作成し、暫定運用(平成 19 年 2 月 27 日)しており、今後、上記社内規則に反映し、 内容の充実を図ることとする。

·品質保証教育(内容充実)

平成 16 年から、火力部門全員を対象に I S O や品質マネジメントシステム (QMS) に関する研修を実施している。しかしながら、今回適切に図面で確認せず思い込みで手続が不要と判断した事象 (平成 17 年) が認められたことを受け、「必要な工程を踏まなければ、品質は保証できない」旨について、今回の事例をもとに教育を実施する。

No.	評価 区分	件	名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火②	C	1)(2)		(1)	(1)		【安全に関する問題点】	なし
		保安日記	: 記載	海南	H13	[	問題なし	~ C
		データ		3号機	~	(運転管理に関する発電実績値を所定の様式に出力した帳票)の発	(理由)	   平成 16 年の定期
		<i>、</i> ん	0) by C	کرا کر ا	H15	電機出力が定格値を超えた場合に、発電機出力の最大値を定格値に	(1)運転日誌において、発電機出力が定格値を超えた場合であって	
		70			1110	修正していた」との申告があった。	も、ボイラー最大連続蒸発量以下で運転されていたことを確認	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
						申告に基づき、平成 13 年から平成 15 年の保安日誌とその改ざんの	しており、安全への影響はなかったと考えている。	上対策により、コン
						有無を確認できる記録である運転日誌(運転状況を自動的に機械出	②③④定期検査および定期事業者検査を実施し健全性の確認を	プライアンスの徹底
						力した帳票)を照合した結果、発電機出力の最大値を定格値に改ざ	行っていること、および日々の運転管理を適切に行っているた	
						んしていたことが認められた。こうした改ざんは合計 18 日分行われ	め、安全への影響はなかったと考えている。	組みを進めている。
						ており、そのうち 17 日分が 601MW を 600MW とし、1 日分は 602MW を	の、文生・のが音はながりたこうだという。	また、今回実施した
						600MW としていた。	【法令・協定適合性に関する問題点】	記録等による点検に
						000mm 2 0 0 1/2 0	抵触あり	より、当該発電所に
				<b>(2</b> )	2	   ②「姫路第二発電所3号機において、昭和 56 年の保安日誌を、ユニッ	(理由)	おける平成17年度
				<u>。</u> 姫路第二	S56, 12, 19	トが停止したにもかかわらず運転していたように修正していた」と	· = -:	分の保安日誌を点検
				3号機	000. 12. 10	の申告があった。	理が適切に行われていることを説明しているため、保安日誌	した結果、改ざんが
				پورا ر ت		火力発電所における運転日誌の保有期間は 10 年であり、現状におい	の改ざんは電気事業法 ( 平成 12 年 7 月以降:第 55 条)に抵	
						ては当時の運転日誌との照合ができないため、本件については、中	触する。	шиму э то ми э т с <sub>0</sub>
						央給電指令所の給電(火力)運転日誌と照合を行った。その結果、	②定期検査の記録の点検の一つとして、保安日誌も含まれていた	
						昭和 56 年 12 月 19 日 1 時 37 分、定検前の性能試験中にユニットが	ため、保安日誌の改ざんは電気事業法(平成12年7月以前:	
						停止し、約1時間後の2時40分に運転を再開していたが、その記録	第 54 条) に抵触する。	
						を保安日誌に記載しておらず、運転が継続していたように改ざんし	③④定格出力を超過しているため、電気事業法(平成7年12月	
						ていたことが認められた。	以前:第41条)に抵触する。	
						CO 7C C 70 pictor 54107C	また、定期検査の記録の点検の一つとして保安日誌も含まれ	
		<b>3</b> 4		(3)(4)	3	  [確認に至らなかった内容]	ていたため、保安日誌の改ざんは電気事業法(平成 12 年 7 月	
		保安日記	法記載	姫路第二	H7 前後	③「姫路第二発電所において、平成7年前後に保安日誌を作成する際、	以前:第54条)に抵触する。	
		データ		7EE 77 —	117 137 155	発電機出力が定格値を超えた場合に、発電機出力の最大値を定格値	×11.1 × 1.1	
		んの可能	–			に修正していた(例:601MW→600MW)」との申告があったが、運転日	※①の定格出力超過については、平成7年12月以降の電気事	
		,	,612			誌の保有期間(10年)以前の事象であり、廃棄されていることから、	業法では法令に抵触しない。(5%以上の定格出力の変更を	
						事実確認はできなかった。	伴うものが事前届出対象)	
						TO THE MENT OF THE PROPERTY OF	※②のユニット停止は1時間程度であり、当時の電気事業法に	
					<b>4</b> )	  ④「姫路第二発電所において、昭和 56 年から 60 年頃の保安日誌を作	基づく報告の必要はない。(復旧または再並列に3時間以上	
					\$56	成する際、発電機出力の最大値を定格値に、また蒸気温度が規定値	かかったものが報告対象)	
					~	を超えた場合に規定値以内に修正していた」との申告があったが、	CONTRACTOR	
					\$60	運転日誌の保有期間(10年)以前の事象であり、廃棄されているこ		
						とから、事実確認はできなかった。		
	l				I.			

原  因
定期検査において、保安日誌の国への説明を問題のない記録で行いたかったこと、および保安上特に問題
がなければ若干の記録の書き換えは許容されるであろうとの安易な考えのもと、データの改ざんを行ったも
のである。

なお、平成7年の電気事業法の改正により、「出力」は許可対象事項から届出対象事項として規制されるようになり、一定の範囲内において「出力」の上限を規制するものではなくなった。このような背景があったものの、平成7年以降も発電機出力が定格値を超えてはいけないという思いが継続していたものと考えられる。

# ・コンプライアンス教育(継続)

平成 16 年から、火力部門全員を対象にコンプライアンス事例検討をはじめ、様々な研修を実施しており、平成 16 年以降に意図的な改ざんの発生は認められていないことから、意識改善対策の効果が出ていると考えられるが、より高いレベルに維持するため、今後も継続する。

策

NO 1	評価 区分	件名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火③		①	2号機 ② 好第二 1号機 ③ 好等号機 4~⑥	① H8. 8. 1 ② S61. 5. 28 ③ S55. 7. 29 ④ H10. 6. 8 ⑤ H9. 7. 28 ⑥ 時期不明	[確認された事実] ①②③「姫路第二発電所において、下記3件の油の漏えい、発煙等について、消防に通報しなかった」との申告があった。 ①平成8年8月1日 2号ボイラーバーナ付近での軽油の漏えい(約 45L) ②昭和61年5月28日 1号6.6kV しゃ断器の赤熱、発煙③昭和55年7月29日 5号空気予熱器内部の赤熱申告に基づき、発生した事象に関する記録を点検した結果、消防に通報したという記載のないことが認められた。  【確認に至らなかった内容] ④⑤⑥「高砂発電所(H18.4.20廃止)において、下記3件の事象について、消防に通報しなかった」との申告があった。 ④平成10年6月8日 事務所化学室内の乾燥機の発火⑤平成9年7月28日 非常用ディーゼル発電機排気管の発火⑥発生時期不明 灰処理装置横のケーブル火災しかしながら、高砂発電所は既に廃止している発電所であり、記録を廃棄しているため、具体的な事実確認はできなかった。	【安全に関する問題点】 ①②③問題なし ④⑤⑥当該発電所は既に廃止している発電所であり、記録を廃棄しているため、評価できなかった。  (理由) ①②③ 発電所内における消火活動や漏油の回収処理を行ったことにより、他設備への延焼もなく事象が終結したこと、また、人災も発生しなかったことから、安全への影響はなかったと考えている。また、①の漏油については、床面への漏油を全て回収できていることから、周辺環境への影響はなかった。  【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり (理由) ・消防法(第16条の3、第24条)に基づく通報を怠ったこととなる。	なし ①②③     平成 14 年 8 月以     平成 14 年 8 月以     平成 24 年 8 月以     下火災発生時等は迅     速かつがいる。また、現

原  因	対 策
消火活動や漏油の回収処理を行うことによって事象が終結したこと、当時は消防への迅速かつ的確な 通報が周知徹底されていなかったことから、消防への通報が必要であるとの認識が不足していたもので ある。	

No. 評値		発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火④ C	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (5) (5) (5) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	2号機	① H16.11 ② H9以前	[確認された事実] ①「姫路第二発電所において、平成 17 年以前に、発電所構内での高圧給水加熱器の工事の際、市条例で規定されている火気使用工事届出書を提出しないまま工事を実施した」との申告があった。申告に基づき、高圧給水加熱器の工事りん議書と火気使用工事届出書を照合した結果、危険物施設(製造所、貯蔵所、取扱所)で火気使用工事を実施する場合に必要となる届出を行わずに工事を実施(平成 16 年 11 月)していたことが認められた。  【確認に至らなかった内容] ②「尼崎第三発電所(H13.12.15 廃止)において、平成 9 年以前にタンクヤード内で火気を使用して工事を行う際、市条例で規定されている火気使用工事届出書を提出しないまま工事を実施した」との申告があったが、尼崎第三発電所は既に廃止している発電所であり、記録を廃棄しているため、事実確認はできなかった。	【安全に関する問題点】 ①問題なし ②当該発電所は既に廃止している発電所であり、記録を廃棄しているため、評価できなかった。  (理由) ①当該工事の火気使用にあたっては、消火器や防火シート等を設置するなど、必要な安全・防火対策を講じており、万が一の時にも対応はできたと考えている。  【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり (理由) ・各市条例の規定に定められている「火気使用工事届出書」の提出を怠ったこととなる。	な 16年6年6年6年6年6年6年6年6年6年6年6年6年6年6年7年7年7年7年7

原  因	対 策
当時は届出要否判断のプロセス(手順)が徹底されていなかったことから、火気使用工事における届出漏れが発生したものである。	・火気使用届出の要否判断に関する手順書の整備(継続) 各発電所等において、法令等に基づく届出等を確実に実施するために、「法令手続チェックリスト」を作成し、それに基づき届出等を実施することを平成 16 年に火力センターの社内規則で規定した。 姫路第二発電所において、その一部が運用されておらず本事象が発生(平成 16 年)したが、平成 18 年 3 月に是正されていること、また、他の発電所においては、本規定以降に不適切な事象の発生は認められなかったことから、現状の仕組みでの対応を継続するものとする。

No.	評価 区分	件 名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火⑤	С	第器検施工のでは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、	主 1~8号機	H14	「確認された事実」 「堺港発電所において、平成 14 年以前に、労働安全衛生法に基づく 第二種圧力容器*の定期自主検査を実施していなかった」との申告があった。 申告に基づき、定期自主検査の実態を点検した結果、労働安全衛生法(ボイラー及び圧力容器安全規則)で規定されている1年に1回の第二種圧力容器の定期自主検査(容器の損傷の有無等の外観検査)が、平成14年まで一部の設備(雑用空気系統の圧力容器等)で実施されていないことが認められた。 ※圧力 0.2MPa以上の気体を保有する圧縮空気タンク等の容器	【安全に関する問題点】 問題なし (理由) ・当該設備については、労働安全衛生法で規定されている点検内容(項目)の一部は未実施であったものの、圧力容器の圧力監視および容器本体の日常点検により異常兆候の有無を確認し、事故の未然防止を図っていたため、安全への影響はなかったと考えている。  【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり (理由) ・労働安全衛生法(ボイラー及び圧力容器安全規則 第88条) に基づく、定期自主検査を一部実施していなかったこととなる。	った設備について は、平成15年3月に

原  因	対 策
社内点検基準が不明確であったことおよび労働安全衛生法(ボイラー及び圧力容器安全規則)の理解不	・第二種圧力容器の定期自主検査を確実に実施するための整備(継続)
足があったことにより、同法で定められている点検(定期自主検査)が行われなかったものである。	各発電所等において、労働安全衛生法で定められた定期自主検査を確実に実施するために、平成 14 年に火力エ
	ンジニアリングセンターが点検基準を明確化し、それに基づき、各発電所等は点検基準を整備した。
	しかしながら、堺港発電所においては、これに合わせた点検基準の整備が行われておらず、平成 14 年以前から
	一部の設備点検が漏れるという本事象が発生していたが、平成 15 年 3 月に是正を行い、平成 16 年 6 月に点検基準
	を整備したこと、また、他の発電所においては、点検基準を整備した以降に不適切な事象の発生は認められなかっ
	たことから、現状の仕組みでの対応を継続するものとする。
	・法令の教育(内容充実)
	平成 16 年から、火力部門全員を対象に関係各法令の規定内容についての研修を実施している。しかしながら、
	今回理解不足が明らかとなった労働安全衛生法については、現時点で未実施であるため、来年度優先的に教育を実
	施するとともに、今後とも関係法令については繰り返し教育を実施していく。

No.	評価 区分	件名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火⑥	C	特の方面を持つ、大学の方面を表現しています。	① 姓 4, 6 字 3 4 年 1 年 2, 4, 6 字 5 字 5 字 6 字 7 字 7 字 7 字 7 字 7 字 7 字 7 字 7 字 7	①~③ H19	<ul> <li>【確認された事実】</li> <li>①「姫路第二発電所において、労働安全衛生法に基づく特定化学設備の定期自主検査を実施していなかった」との申告があった。申告に基づき、定期自主検査の記録を点検した結果、労働安全衛生法(特定化学物質等障害予防規則)に規定されている特定化学物質(塩酸、硫酸等)を扱う設備について、2年に1回の定期自主検査が一部(警報確認試験等)、平成16年以降、実施されていなかった事実が認められた。また、本事象については原因究明を行ったところ、これまでの防止対策が不十分であったことから、他所への水平展開調査を行った結果、以下の2件の事象が確認された。</li> <li>②堺港発電所において、同様に労働安全衛生法(特定化学物質等障害予防規則)に基づく特定化学設備の定期自主検査の一部(排水処理装置の塩酸ポンプの警報確認試験)が実施されていないことを確認した。</li> <li>③海南発電所において、同様に労働安全衛生法(特定化学物質等障害予防規則)に基づく特定化学設備の定期自主検査の一部(4号復水処理装置廃液送水ポンブ動作試験)が実施されていないことを確認した。</li> </ul>	【安全に関する問題点】 問題なし (理由) ・当該設備については、労働安全基準法で規定されている点検内容(項目)の一部は未実施であったものの、機器の運転状況および機器周辺の異臭有無(化学物質のため漏えいにより異臭が発生する)を日常点検により確認し、事故の未然防止を図っていたため、安全への影響はなかったと考えている。  【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり ・労働安全衛生法(特定化学物質等障害予防規則 第31条)に基づく、定期自主検査を実施していなかったこととなる。	った設備について は、今回直に規定は 安全衛生法に規定する 定期の主検 である。 を発電所: でのである。 を発電所: でのである。 を発電所: でのである。 を発電所: でのである。 を発電所: でのである。

原  因	対 策
社内点検基準はあったものの、点検項目や点検所管箇所を明確にしていなかったことおよび労働安全	・特定化学設備の定期自主検査を確実に実施する仕組みの整備(内容充実)
衛生法(特定化学物質等障害予防規則)の理解不足により、定期自主検査の一部が行われなかったもの	各発電所等においては、労働安全衛生法に基づき、独自の点検基準を作成し、運用していた。
である。	しかし、姫路第二発電所、堺港発電所および海南発電所の点検基準において、点検項目や点検所管箇所が不明確
	であったため、点検項目が漏れるという本事象が判明したことから、火力センターにおいて、点検項目が漏れなく │
	実施されていることを確認するためのチェックシートを作成した上で、「法令手続チェックリスト」の運用を定める
	社内規則に反映し、内容の充実を図ることとする。
	・法令の教育(内容充実)
	平成 16 年から、火力部門全員を対象に関係各法令の規定内容についての研修を実施している。しかしながら、
	今回理解不足が明らかになった労働安全衛生法については、現時点で未実施であるため、来年度優先的に教育を実
	施するとともに、今後とも関係法令については繰り返し教育を実施していく。

No.	評価 区分	件 名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火⑦	区分 C	十 を	完电 高砂	<b>S60 年代</b>	(確認に至らなかった内容) 「高砂発電所(H18.4.20 廃止)において、昭和60年代に定期検査の試運転記録を作成する際、給水ポンプの入口給水温度が社内規則で定める判定基準を超えたため、基準値内になるよう記録計(チャート)の調整を行い、記録を書き換えていた」との申告があったが、高砂発電所は既に廃止している発電所であり、記録は廃棄しているため、事実確認はできなかった。	安主寺に対する問題点】 ・当該発電所は既に廃止している発電所であり、記録を廃棄しているため、評価できなかった。  【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり (理由) ・定期検査の記録の点検の一つとしてヒートラン記録も含まれていたため、ヒートラン記録の改ざんは電気事業法(平成12年7月以前:第54条)に抵触する。	当該発電所は既に廃止している。

原  因	対 策
定期検査記録の国への説明を問題のない記録で行いたかったこと、および判定基準を逸脱した場合の 是正ルールがなかったことから、保安上特に問題がなければ、若干の記録の書き換えは許容されるであ ろうとの安易な考えのもと、改ざんを行ったものと推察される。	
<b>り ) この女勿みちんのもこ、以でか</b> と11 りにものと推宗される。	・コンプライアンス教育(継続) 平成 16 年から、火力部門全員を対象にコンプライアンス事例検討をはじめ、様々な研修を実施しており、平成 16 年以降に意図的な改ざんの発生は認められていないことから、意識改善対策の効果が出ていると考えられるが、より高いレベルに維持するため、今後も継続する。

No.	評価 区分	件名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火⑧	С	燃料タンクミ キサー振動計 設置時の届出 漏れの可能性	三宝	H7. 6	[確認に至らなかった内容] 「三宝発電所(H15.3.31 廃止)において、平成7年6月に重油タンクミキサー振動計設置工事を実施する際、消防法に基づく『危険物製造所等、軽微な構造、設備等変更届出書』を提出しなかった」との申告があったが、三宝発電所は既に廃止している発電所であり、記録を廃棄しているため、事実確認はできなかった。	【安全に関する問題点】  当該発電所は既に廃止している発電所であり、記録を廃棄しているため、評価できなかった。	当該発電所は既に廃止している。
						【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり (理由) ・消防法(第 11 条)に基づく届出を怠ったこととなる。	

原  因	対 策
当時は届出要否判断のプロセス(手順)が不明確であったことから、届出漏れが発生したものと推察される。	・危険物製造所等、軽微な構造、設備等変更届出の要否判断に関する手順書の整備(継続) 各発電所等において、法令等に基づく届出等を確実に実施するために、「法令手続チェックリスト」を作成し、 それに基づき届出等を実施することを平成 16 年に火力センターの社内規則で規定した。 本規定以降に不適切な事象の発生は認められなかったため、現状の仕組みでの対応を継続するものとする。

No.	評価 区分	件名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火⑨	E	①② チャートので ざん(所内 イラー蒸気 量)の可能性	₹    }	① S63~ H2頃 ② H6~H8頃	[確認に至らなかった内容] ①②所内ボイラー蒸気流量(2件) 「赤穂発電所において、昭和63年から平成2年頃に、所内ボイラーの蒸気流量が定格値(30 t/h)をオーバーして2~3分程度運転した際、チャートの超過した部分をインク消しにより消去し、チャートを修正していた」との申告があったが、チャートの保有期間(5年)が過ぎていることから、記録による事実確認はできなかった。 「尼崎東発電所(H13.12.15 廃止)において、平成6年から平成8年頃に、所内ボイラーの蒸気流量が定格値(10 t/h)を超過した際、修正ペンを使い、10 t/hとなるようチャートを修正していた」との申告があったが、尼崎東発電所は既に廃止している発電所であり、記録を廃棄しているため、事実確認はできなかった。	を廃棄しているため、評価できなかった。 ③定期検査および定期事業者検査を実施し健全性の確認を行っ	な 電 16 本の 10 で 期 る 防ン底取る さとの で の 関 再、の 善 で と の で の 関 再、の 善 で と の で の め 在 て の の の め 在 て の の の が と の で の で は い 証 き る で と の で の で の で の で の で の で の で の で の で
		③ チャートの記 ざん(発電材 出力)の可能性	<b>送</b>	③ \$50 頃	③発電機出力(1件) 「堺港発電所において、昭和50年頃に発電機出力が定格値を超えた際、チャートを定格値以内に修正していた」との申告があったが、申告に基づき記録を点検した結果、チャートを改ざんした痕跡は確認できなかった。	の記録であり、事業者が自主的に設置しているものであることから、電気事業法で規定されているものではない。  【社内規則等に関する問題点】  抵触あり (理由)	②いい ③事不止プ等組ま発ざとの情は、 16 査項よンのめておって 大きにのりス改てはいての関再、の善い、てい証です発コ徹のる当、な言を、所を申して、 2 ではいての関連、のがではいてのは、でいいでのでは、 2 では、 3 では、 4 では、 5 では、 5 では、 5 では、 5 では、 6 では、 7 で
						・社内標準「火力運営業務要領」で、運転上必要な諸記録について、運転上の良否を判断しながら記入し、異常値に対してはその原因を調査すること、また、運用上の不具合などについての記録整備に努めることが定められていることから、社内標準に抵触する。	得ている。

原  因	対 策
<ul> <li>①②所内ボイラー蒸気流量(2件)</li> <li>当時所内ボイラーの蒸気流量が定格値を超えてはいけないという意識があり、保安上特に問題がなければ、若干の記録の書き換えは許容されるであろうという安易な考えのもと、チャートの改ざんを行ったものと推察される。</li> <li>③発電機出力(1件)</li> <li>当時発電機出力が定格値を一瞬たりとも超えてはいけないという意識があり、保安上特に問題がなければ、若干の記録の書き換えは許容されるであろうと安易に考え、チャートの改ざんを行ったものと推察される。</li> </ul>	より高いレベルに維持するため、今後も継続する。

No.	No.	件名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火⑩	E	ポンプ・コン プレッサー組 立て記録の可能性	海南	H12 以前	[確認に至らなかった内容] 「海南発電所において、平成 12 年以前にスチームコンバータ、燃料受入設備、脱硫排水処理関係ポンプ、制御用・雑用コンプレッサ、薬品注入ポンプ等のセンタリング記録について、判定基準から 1/100mm 程度外れていた際、点検前の運転状態と自身の経験から問題 ないと判断し、自主検査記録を判定基準内に改ざんしていた」との申告があったが、センタリング記録について改ざんの事実を確認する手段がないため、事実確認はできなかった。	【安全に関する問題点】 問題なし (理由) ・ポンプと電動機のセンタリング実施後にはそれらを接続して試 運転を実施しており、その結果、異常のなかったことを確認し ていることから、安全への影響はなかったと考えている。  【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触なし (理由) ・当該設備は法定検査対象外機器であり、判定基準についても 社内で規定しているものである。	なし 平成 16 年の定期 事業者検査に関する
						【社内規則等に関する問題点】 抵触あり ・火力発電所設備の保全方法を定められている社内標準「保全 基準」に抵触する。	

原  因	対 策
当時は判定基準を逸脱した場合の是正ルールがなかったことから、保安上特に問題がなければ、若干の記録の書き換えは許容されるであろうとの安易な考えのもと、改ざんを行ったものと推察される。	
	・コンプライアンス教育 (継続) 平成 16 年から、火力部門全員を対象にコンプライアンス事例検討をはじめ、様々な研修を実施しており、平成 16年以降に意図的な改ざんの発生は認められていないことから、意識改善対策の効果が出ていると考えられるが、より高いレベルに維持するため、今後も継続する。

No.	評価 区分	件名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
火⑪	E	繁る検可性一の能性の悪性性の変化を関係している。	南	H16 以前	「確認に至らなかった内容」 「南港発電所において、平成 16 年以前に機器操作等で巡回点検を行う時間がなかったため、実施できていなかったにもかかわらず、巡回点検表にチェックを行い、次直へ引き継いだ」との申告があったが、巡回点検の未実施の事実を確認する手段がないため、事実確認はできなかった。	【安全に関する問題点】問題なし (理由) ・前直および次直以降での巡回点検において、設備の異常兆候の有無を確認するなどし、事故の未然防止を図っているため、安全への影響はなかったと考えている。  【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触なし (理由) ・巡回点検頻度は事業者が定めているものである。  【社内規則等に関する問題点】 抵触あり (理由) ・社内標準「火力運営業務要領」で、電気工作物の必要な保安を確保するため、発電所の「巡回点検所則」に基づき巡回点検を行い、異常の早期発見に努めることが定められていることから、社内標準に抵触する。	

原  因	対 策
当時は所定の巡回点検が実施できなかった場合の取扱いルールが不明確であったこと、および問題のな	・巡回点検が実施できない場合の取扱いの明確化(継続)
い記録で引き継ぎたかった(説明したかった)ことから、巡回点検が実施できていなかったにも関わらず、	平成 18 年 5 月に「繁忙期等で巡回点検ができない場合の取扱い」を火力センターの社内規則で規定した。
巡回点検表にチェックを行ったものと推察される。	本規定以降に発生した不適切な事象は認められなかったため、現状の仕組みでの対応を継続するものとする。
	・コンプライアンス教育(継続)
	平成 16 年から、火力部門全員を対象にコンプライアンス事例検討をはじめ、様々な研修を実施しており、平成
	16 年以降に発生した意図的な改ざん等は認められていないことから、意識改善対策の効果が出ていると考えられ
	るが、より高いレベルに維持するため、今後も継続する。

No.	評価 区分	件名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における 改ざん等の有無
No. 火⑫		件 名         少適可能性         少適可能性	<b>発電所他</b> 姫路第二	時期 可以前	確認に至らなかった内容] 「姫路第二発電所において、平成以前に燃料タンク水抜き作業の際、水と同時に時々排出される少量の油膜(10cc 以下)を本来分離槽へ回収するところ、少量のため特に問題視せずに地中に埋めていた」との申告があったが、地中へ油膜を埋めたことを確認する手段がないため、事実確認はできなかった。	【安全に関する問題点】 問題なし	改ざん等の有無 なし 平成 16 年の定期

原  因	対 策
少量のため特に問題視していなかったことから、少量油膜の不適切な処理を行ったものと推察される。	・コンプライアンス教育(継続) 平成 16 年から、火力部門全員を対象にコンプライアンス事例検討をはじめ、様々な研修を実施しており、平成 16年以降に発生した意図的な改ざん等は認められていないことから、意識改善対策の効果が出ていると考えられるが、意識を高いレベルに維持するため、今後も継続する。